

令和7年2月（第3回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和7年2月18日（火） 18:00～20:00

市役所本庁 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

澤田 英人 委員

3. その他議場に出席した者

床本部長、中村次長、佐々木学校教育課長、長嶺学校教育副課長、藤原学校教育課事務職員、井上社会教育課長、林社会教育副課長、沖中社会教育課企画員、三好教育総務課長、島谷教育総務副課長、大田教育総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 要 旨

教育長：ただ今から、令和7年2月18日の第3回教育委員会会議を開催いたします。
本日は、委員全員が出席しているため、会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教育長：次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は澤田委員にお願いします。

教育長：それでは、本日の議題は、議案第2号「教育委員会会議の議決を得るべき事項について」、議案第3号「宇部市教育委員会規則等の公布に関する規則中一部改正の件について」の2件と、その他の事項として、「令和7年度当初予算について」、「宇部市社会教育委員会による「提言書」の提出について」、「令和6年度コミュニティ・スクールの取組を進める3つの柱と8つの重点項目の取組状況調査結果について」、「定期健康診断未受診者を対象とした個別・集団健康診断の実施について」、「寄附の報告について」の5件となっています。

教育長：本日の議題、議案第2号「議会の議決を経るべき議案に関することについて」は、3月市議会に上程する議案のため、非公開としたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

（全員異議なし）

教育長：異議がないようですので、議案第2号については、非公開とさせていただきます。なお、それ以外の議題は、全て公開とさせていただきます。

教育長：それでは、議案第2号「教育委員会会議の議決を得るべき事項について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育副課長：それでは学校教育課から説明します。小中学校教科書の採択替えに伴う、小中学校教員用教科書及び指導書を整備することにより、学習指導の充実

を図るものです。契約方法として、令和6年度までは、「単価契約」としていましたが、教科書・指導書の総量がある程度決まるため、この度、見直しを行い「総額契約」としました。本市における、教科書・指導書の「取扱書店」は、「山口教科書供給株式会社」及び「株式会社ナラブン」の2社となっていますが、このうち、「山口教科書供給株式会社」については、「総額契約」変更後の予定価格が2000万円以上となるため、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第58号）第3条の規定により、市議会の議決を求めるものです。説明は以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

教育長：ご意見がないようですので、議案第2号「議会の議決を経るべき議案に関することについて」は承認ということによろしいでしょうか。

（全員異議なし）

教育長：次に、議案第3号「宇部市教育委員会規則等の公布に関する規則中一部改正の件について」、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長：それでは教育総務課から説明します。現在、教育委員会の規則等の公布は、市役所の他、各市民センター等でも掲示を行っています。令和7年度より、楠総合支所が廃止され、楠市民センターが設置されることに伴い、市長部局については、宇部市公告式条例が改正され、旧楠地区の掲示場所が「北部総合支所、万倉出張所、吉部出張所」から「楠市民センター」に改められます。そのため、市長部局の宇部市公告式条例の改正に準じて、同様の規則改正を行うものです。説明は以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

教育長：ご意見がないようですので、議案第3号「宇部市教育委員会規則等の公布に関する規則中一部改正の件について」は承認ということによろしいでしょうか。

（全員異議なし）

教育長：次に、その他の事項で「令和7年度当初予算について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長：それでは教育総務課から説明します。教育委員会所管の令和7年度当初予算の総額は、37億4431万8000円です。前年度と比較すると、6億7164万4000円の減額となっています。また、令和7年度の新規事業及び大幅な拡充事業としましては、小中学校体育館空調設備整備事業について、学校体育館に空調設備を導入するための調査・検討を行います。次に、学びの機会充実事業について、「小学校内ふれあい教室」を5校から6校に増設します。また、特別支援教育推進事業について、特別な支援が必要な児童生徒が、安心・安全に学校生活を送れるよう、教育支援員を1名増員します。次に、学校教育改革プロジェクト推進事業について、前回ご審議いただいた、学校教育改革プロジェクトに取り組むことで、市内の全小中学校が「ウェルビーイングな学校」となるよう、四つの改革を推進し、各小中学校において児童生徒の学力向上や自己有用感を高める取組の充実を図ります。次に、GIGAスクール構想推進

事業について、A I を活用したドリルを導入します。次に、英語教育支援事業について、A L T の派遣に加えて、A I を活用した英会話を新たに導入し英語力の向上を図ります。最後に、宇宙教育推進事業について、子どもたちの宇宙や科学技術に関する興味や関心を高めるため、天文教育や、大学等と連携した講演会の実施を行います。説明は以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員：宇宙教育推進事業について、メガスターなどを活用して、今まで以上に拡充していただくようお願いします。

社会教育課長：より多くの子どもたちが、宇宙に興味関心をもっていただくよう、モバイルプラネタリウム、メガスターを体験できるよう事業を実施していきます。

委員：多くの課が予算を減額されている中で、学校給食課だけ予算が増えているのは何故でしょうか。

教育部長：まず、この事業費比較資料では減額になっているように見えますが、令和7年度から事業予算の計上方法が変わり、会計年度任用職員の費用は事業毎に計上されなくなりました。その金額が約5億5千万円になりますので、実質は6億7千万円も減額になっていません。また、教育施設課も2億2千万円減額になっていますが、本来、令和7年度に予算化する事業を、国の補正予算を活用して令和6年度に予算措置をしたものが約4億円ありますので、実質は減額されていない状況です。学校給食課については、小学校及び中学校の賄材料費の単価が上がったことによる増となります。

教育長：他にご意見がないようですので、次に、その他の事項で「宇部市社会教育委員会による「提言書」の提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

社会教育副課長：それでは社会教育課から説明します。まず、宇部市社会教育委員会の設置目的は、社会教育に関して、教育長を経て教育委員会に助言をすることとなっています。経緯として、今期（令和5～6年度）の協議テーマを『これからの宇部市の社会教育と私たちの地域づくり』と定め、持続可能な地域づくりの実現に向けて、社会教育による学びをどのように活性化させ、生かしていくべきかについて審議を重ね、このたび提言としてまとめられました。会議等の開催状況は、まず、骨子案の作成、素案、最終案の順で作成・承認され完成しました。提出状況について、令和7年2月12日（水）教育長室にて、正副委員長から野口教育長へ手渡されました。提言書の構成については、「Ⅰはじめに」、「Ⅱ背景」、「Ⅲ提言」、「Ⅳおわりに」となり、メインとなります「Ⅲ提言」について、1提言テーマは、「人と人をつなぐ、持続可能な地域社会の構築に向けた“学び”の創造」に絞られました。2提言項目として、地域人材の発掘・育成と保護者世代の参加促進ほか（全5項目）となります。3実現に向けた具体的な手法として、①地域学校協働本部として、社会教育推進委員会の役割を充実させる、②保護者・地域に届く情報発信の充実にも努めるというアドバイスをいただきました。なお、本提言の内容を市民等にも広く周知したいと考え、用

語解説やイメージ図を付した一般公表用の提言書も併せて作成されました。
説明は以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員：提言書12頁「IVおわりに」について、「学校を核とした地域づくり」の観点から地域学校協働活動を進めて行く中で、真ん中に子どもを据えておかないと上手いかないと記されていると感じています。子どもたちの地域活動状況や貢献意識など、現況は如何でしょうか。

社会教育課長：地域貢献意識のアンケート結果としては、小学校は若干上がっていますが、中学校は若干下がっています。ただ、地域行事への参加状況は上がっています。地域活動に参加することと、地域貢献意識を育むことは、必ずしも比例してはいないため、そこをリンクさせることが課題であると感じています。

委員：提言書5頁（1）地域学校協働活動における好事例の紹介において、地域の特色を生かした活動が展開されていることが分かります。今後、児童生徒の地域貢献意識を更に上げるためには、地域の方から寄せられた感謝の言葉を児童、生徒に届くようにすることが大事と考えます。

社会教育課長：ご助言いただき、ありがとうございます。

教育長：他にご意見がないようですので、次に、その他の事項で「令和6年度コミュニティ・スクールの取組を進める3つの柱と8つの重点項目の取組状況調査結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

社会教育課企画員：それでは社会教育課から説明します。令和6年12月に実施しました、取組状況調査の結果を報告します。この調査は、4年前から、市内全部の校長先生方、一昨年度からは、学校運営協議会の委員さんにも自己評価として行っているものです。委員さん方の評価は、全ての項目で校長先生方の評価を平均で0.2ポイント上回っていました。また、評価の状況及び傾向は、校長先生方とほぼ同様となっていますので、主として校長先生方の自己評価の結果を基に、取組を評価・分析しました。まず、評価全体としては、5項目で、昨年度より向上しています。8項目全体の評価の平均も昨年度より0.1ポイント向上し、取組全体としては、概ね充実してきていることが伺えました。次に、個別の項目について、いくつかの特長に絞って報告いたします。最も高かった項目は、3の「情報発信の工夫」で、地域や保護者に、直接目にさせていただける機会、学校参観日や地域行事等は、昨年度までより増加しています。また、ホームページや学校便り、コミスク便りなどの充実などが進んできたことによると考えられます。さらに、ふれあいセンターにコミュニティ・スクールの特設掲示板を設けるなど新たな工夫も見られるようになってきました。学校からだけではなく、地域からもホームページやSNS、地区便り等を利用した情報発信も行われています。今後も、学校と地域が連携し、役割分担も考えながら情報発信に努めていきたいと考えています。次に高かったのは、1-1の「学校・地域連携カリキュラムの実施」です。市の教育施策アンケートから、地域の行事への参加、地域の様子や出来事に関心があるについては上昇しており、

地域を愛する気持ちは確実に高まっていると考えています。ただし、愛するだけではなく、今後、地域の担い手として、主体的に動く人材として育っていくためには、小中学生の時から、地域について、もっと深く学び、地域の良さや課題について知り、地域のために自分も何かしたいと意識していくことが重要です。これらの学びは、学校では、総合的な学習の時間の充実が最も有効であると考えています。総合的な学習の時間の充実は、昨年度、全ての学校で単なる体験だけでなく、「探求的な学び」を取り入れるよう、計画を練り直しました。それをもとに、本年度は、各学校で総合的な学習の時間を核とした地域学習に計画的に取り組んできました。その結果、本調査では、小学校で0.2ポイント、中学校で0.1ポイント上昇し、全体としても約0.2ポイント上昇しています。今後も、最重点項目と捉え、学校運営協議会の中でカリキュラムの実施状況と成果・課題を確認するとともに、取組の改善を進めていきたいと考えています。その他、本年度数値が向上した項目の中で、1－2「地域とともにある学校づくりと、学校を核とした地域づくりの、一体的な推進に対する教職員、保護者の理解」が進んできたことを挙げたいと思います。これまで、この項目の評価は、ここ2年間、毎年0.2ポイント上昇しています。特に本年度は、全ての学校で「やまぐち型地域連携教育の意義やよさを感じるとともに、当事者意識や学校運営への主体的な参画意識を高める」ことを目的としたベースアップ研修を行ったことや学校や地域から積極的な情報発信を行ったことが影響していると思われます。今後はさらに次の課題として、地域住民の当事者意識の向上に向けた啓発にも力を入れたいと考えています。ここまで、評価が相対的に高かった項目を中心に報告しました。次に、評価があまり高くなかった2項目について見ていきます。1つ目は、1－3の「幅広い校種・世代との協働活動の実施」についてです。この項目の評価は、8項目中最も低い数値の1つとなっていますが、昨年度よりも0.3ポイント上昇しています。近隣に幼稚園、保育園、高等学校がある小・中学校では、連携・協働する場面が増えてきています。それ以外にも、高校生のボランティアを活用したり、大学生と連携した取組を行ったりするなど、学校の積極的な取組により、これまでよりも幅広い交流が行われるようになってきています。これまでの小中が連携した取組を中心にしながら、他校の好事例を参考に、幼保高大学へと広げるなど、幅広い校種・世代との連携を考えていきたいと考えています。2つ目は、「多様な地域人材による活性化と人材育成」についてです。本年度は、学校運営協議会委員の改選期でなく、委員の交代が少なかったためか、評価も0.1ポイント下がっています。持続可能な学運協運営に向けて、また、来年度7月の学校運営協議会委員の改選に向けて、各校においては地域人材の発掘、人材育成の意識がこれまで以上に必要になってきます。これまでも学校運営協議会に委員だけでなく、オブザーバーとしてPTA関係者、社会教育推進委員会委員、地域住民に参加をしていただいたと思いますが、コミュニティ・スクールへの理解を深め、持続可能な活動にするために、さらにより多くの方に関わってもら

う機会を作っていければと考えています。以上、8項目全てに触れることはできませんでしたが、本年度の結果について報告を終わります。説明は以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員：学校運営協議会の開催時間が17時からなどのため、仕事をされている方は参加できないと考えます。

社会教育課長：児童生徒の参加・参画型熟議となると、遅い時間の設定が困難なため、その辺りを調整することが課題であると捉えています。

委員：1－3「幅広い校種・世代との協働活動の実施」について、幼保高大学へと広げるについて、高等学校はどこも協力的でしょうか。

社会教育課企画員：地域によっては、宇部中央高等学校や宇部フロンティア大学附属香川高等学校のボランティア部に声をかけて協力いただいています。宇部高等学校、宇部工業高等専門学校や宇部商業高等学校などもスムーズに連携が取れています。

委員：学校運営協議会の熟議に参加する生徒は生徒会役員などであり、限られた生徒のみが地域に関わっているようですので、強制ではありませんが、そうではない生徒にも繋げていけると良いと感じます。

社会教育課長：いただいたご意見を、企画員に届けて、今後に生かしていきます。

教育長：他にご意見がないようですので、次に、その他の事項で「定期健康診断未受診者を対象とした個別・集団健康診断の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

学校教育副課長：それでは学校教育課から説明します。これまでは、病気や不登校などの理由で、定期健康診断を受診することができなかった児童生徒への対応は、他学年の定期健康診断の実施日での受診を案内するなどの対応を取ってきた状況です。この機会に受けることが出来ない場合、来年度受診するしかないという状況にありました。こうした中、令和6年6月議会で「不登校児童生徒など健康診断未受診者への支援策に関する要望」が、令和6年9月には、文科省事務連絡でも、「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」の中で、「不登校等により健康診断を受けることができなかった児童等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある」と、健康診断における「受診の機会の確保」の必要性が示されたところです。そのため、「学校医専門員会」において受診の機会を確保する仕組みについて、議論を重ね、定期健康診断未受診者への支援策・拡充策として、定期健康診断で、内科を未受診の児童生徒を対象にした、「個別健康診断」を7月から9月に、それから、定期健康診断で未受診項目がある児童生徒を対象とした、「集団健康診断」を11月に実施し、健康診断を受診する機会の確保に繋げていきたいと考えています。次に、個別健康診断及び集団健康診断の概略を担当者から説明します。

学校教育課事務職員：個別健康診断について、定期健康診断で内科の未受診者のうち、個別健康診断の内科を希望する児童生徒が、保護者と同伴のうえ、学校医の医

療機関にて受診します。但し、かかりつけ医である他校の学校医による受診を希望する場合、教育委員会が学校医に確認し、承諾が得られたうえで受診を認めます。受診時期は、7月1日から9月30日の間を予定としています。健診項目は、身長・体重、栄養状態、脊柱・胸郭・四肢の疾病及び異常、結核を含む呼吸器疾患、心臓の疾病、皮膚疾患、その他の疾病となります。次に、集団健康診断について、時期は11月最終木曜日を予定しています。同日に来年度小学校入学予定児童を対象とした、就学時二次健康診断を実施しています。健診会場は、ときわ湖水ホールです。保護者と同伴のうえ受診いただき、健診項目は、全ての項目、内科、眼科、耳鼻科、歯科、身長・体重、聴力及び視力、心電図検査、尿検査などとなります。また、児童生徒の健康診断による費用の負担はありません。説明は以上です。

教育長：ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員：個別健診に歯科を加えることは可能ですか。

学校教育副課長：当初、11月の集団健康診断をメインに考えていましたが、学校医専門委員会の中で、不登校の児童生徒が、いきなり集団健康診断を受診するのはハードルが高いとの意見があり、個別健康診断も実施することとなりました。また、不登校の児童生徒については、内科受診が特に必要であるとの意見もありましたので、令和7年度の個別健康診断については、内科受診のみ実施することとなりました。今後、様々な意見をいただきながら、検討していきます。

教育長：他にご意見がないようですので、次に、その他の事項で「寄附の報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長：1月の寄附について報告します。1月は2件の寄附がありました。令和7年1月7日匿名の方から、平成24年度から通算153回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。次に、令和7年1月29日、UBE労働組合宇部支部 支部長 竹原 貴士 様から、10,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。説明は以上です。

教育長：報告については以上となりますが、何かありましたらお願いします。

では、以上をもちまして、本日の会議を終了します。